

学習者用端末準備のお願い※iPad版

岐阜県立特別支援学校高等部では、生徒の皆さんがあなたに合った端末を使うことで、様々な場面でICTを活用し、未来を切り開く力を身につけることを目指しています。

以下の注意事項を確認の上、「学習者用端末に関する意向確認書」を提出してください。

なお、提出に必要な文書やマニュアル等は、入学式後にご家庭の意向に応じて配付します。

1 ご家庭で所有する端末や、県が準備したECサイト以外で購入して端末の持ち込みを希望する

- 授業などでスムーズに活用できるように、所有する端末や県が準備したECサイト以外で購入する端末が「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末性能基準」を満たしているか確認してください。

利用までの手順

- 「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書」を提出してください。(提出期限 4月16日(木))
- 「ソフトウェア等の設定マニュアル」を参考に、ソフトウェア等をインストールしてください。
- 入学後、端末を学校に持参し、「学習者用端末ネットワーク接続手順書」を参考にして、学校のネットワークに接続するための申請(電子)を行ってください。

ECサイト以外で購入した端末の補助について

学習者用端末の購入については、特別支援教育就学奨励費（ICT機器購入費：上限50,930円）が支給されます。（入学予定者説明会以降に購入した端末が対象となり、申請が必要です。）

2 県が準備したECサイトで新規に端末を購入する

- 「学習者用端末購入のご案内」の手順に従い、ご購入下さい。(購入期間は3/13～4/30です。)
※ECサイトでの購入についてのご不明な点は、ECサイトに記載してある連絡先へお問い合わせください。
- 端末は注文時の送付先(自宅など)に送付します。端末を受け取り後、同封の初期設定マニュアルを参考に、設定を完了させてください。
- 「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書」を提出してください。(提出期限 4月16日(木))
- 端末を学校に持参し、「学習者用端末ネットワーク接続手順書」を参考に、学校のネットワークに接続するための申請(電子)を行ってください。

ECサイトで購入した端末の補助について

学習者用端末の購入については、特別支援教育就学奨励費（ICT機器購入費：上限50,930円）が支給されます。（購入後、申請が必要です。）

3 その他

原則として、学習者用端末の貸与はありません。

経済的な理由などにより、端末の準備が難しい場合は、学校にご相談ください。

注意事項

- ・購入しない場合は、奨励費のICT機器購入費（50,930円）の支給はありません。

提出物

提出すべき書類	提出期限	1 所有の端末 を持参等	2 県のECサ イトで購入	3 その他
学習者用端末に関する意向確認書	入学式	○	○	○
岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の 学校管理下における利用に係る誓約書	4/16	○	○	